平成29年度版（2017年4月から2018年3月まで）
五所川原市　家庭ごみ収集カレンダー

F コース

松島町１丁目～８丁目、東松島、青葉町、
石岡第７・８班、漆川（浅井、袖掛の一部）、吹畑、
一ツ谷（旧十川より東側）・一ツ谷第20班・一ツ谷団地

F

ごみの分別や出し方は、「家庭ごみ分別表（保存版）」を確認してください。

※「家庭ごみ分別表（保存版）」を紛失した等の場合は、環境対策課（金木・市浦は総合支所窓口）で配布いたします。

- △ **燃やせるごみ**（生ごみ、紙、木、布、革）
- ○ **燃やせないごみ**（ガラス、せともの、ゴム、蛍光灯、電池等）
- ◇ **プラスチック類リサイクル**（プラスチック容器、包装フィルム、ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等）
- □ **資源リサイクル**（ペットボトル、びん、缶）
- ☆ **紙・金属・小型電子機器等リサイクル**（新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・雑紙、小型家電製品、携帯電話、金属類等）

平成29年４月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	△4	5	□6	△7	8
9	10	△11	12	○◇13	△14	☆15
16	17	△18	19	□20	△21	22
23	24	△25	26	○◇27	△28	29
30						

５月

日	月	火	水	木	金	土
	1	△2	3	□4	△5	6
7	8	△9	10	○◇11	△12	13
14	15	△16	17	□18	△19	☆20
21	22	△23	24	○◇25	△26	27
28	29	△30	31			

６月

※年に1度の不燃系粗大ごみの無料回収は、6月上旬から7月中旬にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
				□1	△2	3
4	5	△6	7	○◇8	△9	10
11	12	△13	14	□15	△16	☆17
18	19	△20	21	○◇22	△23	24
25	26	△27	28	□29	△30	

７月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	△4	5	○◇6	△7	8
9	10	△11	12	□13	△14	☆15
16	17	△18	19	○◇20	△21	22
23	24	△25	26	□27	△28	29
30	31					

８月

日	月	火	水	木	金	土
		△1	2	○◇3	△4	5
6	7	△8	9	□10	△11	12
13	14	△15	16	○◇17	△18	☆19
20	21	△22	23	□24	△25	26
27	28	△29	30	○◇31		

９月

日	月	火	水	木	金	土
					△1	2
3	4	△5	6	□7	△8	9
10	11	△12	13	○◇14	△15	☆16
17	18	△19	20	□21	△22	23
24	25	△26	27	○◇28	△29	30

１０月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	△3	4	□5	△6	7
8	9	△10	11	○◇12	△13	14
15	16	△17	18	□19	△20	☆21
22	23	△24	25	○◇26	△27	28
29	30	△31				

１１月

日	月	火	水	木	金	土
			1	□2	△3	4
5	6	△7	8	○◇9	△10	11
12	13	△14	15	□16	△17	☆18
19	20	△21	22	○◇23	△24	25
26	27	△28	29	□30		

注：休み 年末年始はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集も休みになりますのでご理解とご協力をお願いします。

１２月

日	月	火	水	木	金	土
					△1	2
3	4	△5	6	○◇7	△8	9
10	11	△12	13	□14	△15	☆16
17	18	△19	20	○◇21	△22	23
24	25	△26	27	□28	△29	30
休み						

平成30年１月

日	月	火	水	木	金	土
	休み1	休み2	休み3	○◇4	△5	6
7	8	△9	10	□11	△12	13
14	15	△16	17	○◇18	△19	☆20
21	22	△23	24	□25	△26	27
28	29	△30	31			

平成30年２月

日	月	火	水	木	金	土
				○◇1	△2	3
4	5	△6	7	□8	△9	10
11	12	△13	14	○◇15	△16	☆17
18	19	△20	21	□22	△23	24
25	26	△27	28			

※平成30年度版カレンダーの発行は平成30年2月26日頃を予定しています。

平成30年３月

日	月	火	水	木	金	土
				○◇1	△2	3
4	5	△6	7	□8	△9	10
11	12	△13	14	○◇15	△16	☆17
18	19	△20	21	□22	△23	24
25	26	△27	28	○◇29	△30	31

「お願い」
①指定ごみ袋には必ず町名・氏名（世帯主の名前をフルネーム）を記入してください。
②収集日の朝8時までに集積場所に出してください。
③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは収集しませんのでご了承ください。

お問い合わせ

五所川原市役所　民生部　環境対策課　TEL 35－2111
http://www.city.goshogawara.lg.jp

会社・商店等の事業所は、法律により自らの責任で廃棄物を処理しなければいけませんので、この「ごみ収集カレンダー」を利用して、町内にある集積所にごみを出すことはできません。